

# ○釧路司法書士会司法書士総合相談センター設置規則

## (目的)

**第1条** 釧路司法書士会(以下「本会」という。)は、司法書士が提供する法的サービスの拡充を図るため、司法書士総合相談センター(以下「相談センター」という。)を設置する。

## (設置)

**第2条** 相談センターは、本会の事務所所在地のほか、理事会で定める地に設置する。

## (名称)

**第3条** 相談センターの名称は、理事会で定める。ただし、「司法書士」及び「総合相談センター」の文言並びに地域性を表わす呼称を付するものとする。

## (事業)

**第4条** 相談センターは、次の事業を行なう。

- (1) 法令等に基づき司法書士が行うことができる業務に関する相談会等の開催
  - (2) 司法書士及びこれに関する機関等に関する情報の提供
  - (3) 相談員の指導及び監督等
  - (4) その他相談センターの目的を達成するために必要な事業
- 2 相談センターは、前項第1号のうち取り扱う分野を限定して相談会等を開催することができる。

## (名簿登載)

**第5条** 本会に、相談センターの相談員に関する名簿(以下「相談員名簿」という。)を備える。

- 2 相談センターが開催する相談会における相談員には、相談員名簿に登載された者を充てなければならない。
- 3 相談員名簿の登載事項は、理事会で定める。
- 4 本会は、次の事由のいずれかに該当する者については、相談員名簿への登載を拒否し、又は登載されている者については、相談員名簿から削除しなければならない。
  - (1) 本会の司法書士会員(以下「会員」という。)でない者
  - (2) 司法書士法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - (3) 司法書士法第47条第1号の懲戒処分を受け、その処分が終了した日の翌日から1年を経過しない者
  - (4) 司法書士法第47条第2号の懲戒処分を受け、その処分の期間が終了した日の翌日から2年を経過しない者
  - (5) 司法書士法第47条第3号の懲戒処分を受け、その処分の期間が終了した日の翌日から5年を経過しない者
  - (6) 本会会長の注意勧告処分を受け、その処分が終了した日の翌日から1年を経過しない者
- 5 本会は、次の事由のいずれかに該当する者の相談員名簿への登載を拒否し、又は登載されている者については、相談員名簿から削除することができる。ただし、当該会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。
  - (1) 日司連会員研修規則に基づく年次制研修の受講対象者であって、これを修了していない者

い者

- (2) 日司連会員研修規則に基づく単位制研修において、前年度取得することが必要とされる単位を取得していない者(ただし、当該年度取得することが必要とされる単位を取得している者を除く。)
- (3) 日司連新人研修規則に基づく新人研修を修了していない者
- (4) この規則及びこの規則の委任規定に違反し、又は違反する恐れがあると認められる者
- (5) その他相談員名簿に登載することが不適当であると認められる者

(組 織)

**第6条** 相談センターに、その運営に関する責任者(以下「相談センター長」という。)1名を置き、必要に応じて、運営を補佐する者若干名を置くことができる。

(報 告)

**第7条** 相談センター長は、相談センターの事業の概要その他の事項を本会に報告しなければならない。

(運 営)

**第8条** 相談センター長その他運営を補助する者の選任に関する事項及び相談センターの運営に関する事項は、理事会で定める。

(受 任)

**第9条** 相談員は、相談会において相談に応じた事件については、受任することができない。ただし、相談者の要請があり、かつ受任するにつき合理的な必要性がある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きにより事件を受任した相談員は、遅滞なく、受任した事件の概要を文書で相談センター長に報告しなければならず、事件終了後は、速やかに事件終了の旨を文書で相談センター長に報告しなければならない。

(連 携)

**第10条** 相談センターは、事業の実施にあたっては、関係する機関等との連携に努めるものとする。

(委 任)

**第11条** この規則に定めるもののほか、相談センターについて必要な事項は、理事会で定めることができる。

(改 廃)

**第12条** この規則の改廃は、総会の決議による。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、本会の定時総会の終了の時から施行する。(平成17年5月28日)